

札幌市消費者センター条例（平成 15 年条例第 5 号）新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 本市は、消費生活に関する情報の収集及び提供、相談等を行い、もって市民の消費生活の安定及び向上を図るため、札幌市北区北 8 条西 3 丁目に札幌市消費者センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>第 2 条 (省略)</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第 2 条の 2 センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、第 11 条第 1 項の規定により同項の指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、規則で定めるところにより、開館時刻を繰り上げ、若しくは閉館時刻を繰り下げ、又は休館日を開館日とすることができる。</p> <p>(1) 開館時間 午前 9 時から午後 5 時 15 分まで。ただし、食材研究室及び消費者サロンは午前 9 時から午後 10 時まで、情報センターは午前 9 時から午後 8 時まで</p> <p>(2) 休館日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで。ただし、食材研究室、消費</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 本市は、消費生活に関する情報の収集及び提供、相談等を行い、もって市民の消費生活の安定及び向上を図るため、札幌市北区北 8 条西 3 丁目に札幌市消費者センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p><u>2 センターは、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する消費生活センターとする。</u></p> <p>第 2 条 (現行のとおり)</p> <p>(開館時間、休館日等)</p> <p>第 2 条の 2 センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、第 11 条第 1 項の規定により同項の指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、規則で定めるところにより、開館時刻を繰り上げ、若しくは閉館時刻を繰り下げ、又は休館日を開館日とすることができる。</p> <p>(1) 開館時間 午前 9 時から午後 5 時 15 分まで。ただし、食材研究室及び消費者サロンは午前 9 時から午後 10 時まで、情報センターは午前 9 時から午後 8 時まで</p> <p>(2) 休館日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで。ただし、食材研究室、消費</p>	<p>札幌市消費者センターが消費者安全法に基づく消費生活センターであることを規定する。</p> <p>規定整備</p>

<p>者サロン、展示コーナー及び情報センターは、12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更し、又は休館日を設け、若しくは変更することができる。</p>	<p>者サロン、展示コーナー及び情報センターは、12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更し、又は休館日を設け、若しくは変更することができる。</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、前条第3号に掲げる事業に係る事務を行う日及び時間は、市長が告示で定める。</u></p> <p><u>(組織及び運営)</u></p> <p><u>第2条の3 市長は、センターに、センターの事務を掌理する長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>4 市長は、センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。</u></p>	<p>内閣府令の基準(第8条第1号ロ)を参酌し、消費生活相談の事務を行う日及び時間を告示することを規定する。</p> <p>内閣府令の基準(第8条第2号)を参酌し、長及び職員をセンターに配置することを規定する。</p> <p>内閣府令の基準(第8条第3号)を参酌し、法定の試験の合格者等を消費生活相談員としてセンターに配置することを規定する。</p> <p>内閣府令の基準(第8条第4号)を参酌し、相談員について適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずることを規定する。</p> <p>内閣府令の基準(第8条第5号)を参酌し、相談員等のセンター職員に対し、研修の機会を確保することを規定する。</p>
--	--	---

<p>第3条から第10条まで (省略)</p> <p>(管理の代行等)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>2及び3 (省略)</p> <p>4 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における<u>第2条の2</u>、第3条、第5条から第8条まで及び第9条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p>(以下省略)</p>	<p><u>(情報の安全管理)</u></p> <p><u>第2条の4 市長は、センターにおける法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>第3条から第10条まで (現行のとおり)</p> <p>(管理の代行等)</p> <p>第11条 (現行のとおり)</p> <p>2及び3 (現行のとおり)</p> <p>4 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における<u>第2条の2第1項及び第2項</u>、第3条、第5条から第8条まで<u>並びに</u>第9条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p>(以下現行のとおり)</p>	<p>内閣府令の基準(第8条第6号)を参酌し、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理のために必要な措置を講ずることを規定する。</p> <p>規定整備</p> <p>規定整備</p>
---	--	---